

早川町行財政改革推進方針

令和8年4月 策定

早川町

1 はじめに

- 早川町では、平成の大合併の際に「他町との合併を選択せず単独で存続する」という厳しい決断をして以来、いかにして行政コストを抑制しながら住民サービスを向上させるかという難しい目標に向けて、職員一丸となって工夫を凝らしながら取り組んで参りました。
- その過程では、町民の皆さんにさまざまな我慢をお願いする場面も多々ありましたし、場合によっては職員に無理を強いることもありました。そのようにしてこれまで苦しい局面を乗り越えてきました。
- 近年、全国的に人口の減少や高齢化の進展などさまざまな問題が加速するとともに、その影響が顕在化する中で、早川町役場においても引き続き限られた財源と人員体制で新たな地域課題への対応を迫られております。
- そのような中でも、町民の皆さんがこの町で最後まで安心して暮らし続けることができるよう、これまでの行政サービスの質を維持することはもちろん、新しいニーズにも積極的に応えるべく、引き続き全力で取り組んでいくことをお約束します。
- 職員にはより一層の創意工夫と努力を求めていきますが、それだけでは足りない部分については、行政サービスの選択と集中についても進めなければならず、町民の皆さんにご理解をお願いせざるを得ない場面もあるかと思えます。
- この行財政改革推進方針は、町民の皆さんに安心して暮らし続けていただけるだけの行政サービスを持続可能な形で提供していくために、町が今後どのように取り組んでいくかを示すものです。
- 役場職員だけでなく、町民の皆さんとも改革の方向性を共有した上で施策事業を進めていくために取りまとめました。
- 集落の家々に明かりがともり、家族の声が聞こえる。そんな早川に戻れることを願い、町民の皆さんとともに手を携えてまちづくりを進めてまいります。
- 是非、ご一読いただくとともに、皆様のご理解とご協力をお願いします。

早川町長 深沢肇

2 行財政改革推進方針策定の趣旨

行財政改革の目指すもの

- ・ 早川町役場では、町民の皆さんがこの先もずっと早川町で安心して暮らし続けられるよう、より良い行政サービスを将来にわたって継続的に提供していくことを最優先の目標として日々の業務に取り組んでいます。
- ・ しかしながら、行政が対応すべき課題は年々増大する一方で、業務を行う上で必要となる財源や人的資源には限りがあるため、やるべきことに優先順位をつけて選択と集中を図ることが不可欠です。
- ・ そのため、町民の皆さんにとって真に必要なサービスは何なのか、最小の費用で最大の効果を上げるためにはどういった方法が良いのか、といったことを徹底的に議論し、時代の変化に対応したより良い行政サービスを構築していきます。
- ・ また、将来にわたってサービス水準を維持していくため、業務執行の効率化、人材の育成、事業や施設のスリム化、その裏付けとなる財政基盤の強化などにも積極的に取り組みます。
- ・ これらを通じて安定した行政サービスの提供と財政基盤の確保を実現するため、行財政改革に取り組んで参ります。

行財政改革が目指すもの
||
より良い行政サービスの提供
+
サービス提供体制の維持

行財政改革の進め方

- ・ 早川町においては民間サービスが手薄であることや、町内経済に占める役場の役割が大きいことなどから、町の事業や施設を廃止した場合に町民生活に大きな影響が生じます。
- ・ また、急激な行財政改革を進めては、本当に必要な事業が十分な検証をされないまま廃止縮小されてしまったり、当事者による自発的な改善の機会を奪ったりすることにもつながります。
- ・ そこで、事業や施設の急激で大規模な改廃はなるべく行わず、既存事業の自発的な見直しを促すことで、より良いサービスの提供や業務の効率化を実現していく、地味ですが実効性のある行財政改革を進めていきます。
- ・ まずは、役場内において「何を目的に事業を行うのか」、「どのような成果が必要なのか」、「そのための手法として最適な事業となっているか」を再確認し、庁内及び関係者間で認識を共有します。
- ・ その過程で、役場内だけでなく外部の事業者等との間でも、事業を通じて実現すべき状態について共通認識を形成し、その状態に近づけていくための自発的な改善を促していくことで、より良いサービスをより効率的に提供できる体制を目指します。
- ・ その上で、必要性が低い事業や、自発的な改善が進まない事業については廃止や縮小を進めることで、町民生活への影響を最小化しつつ行財政改革を進めていきます。

① **事業目的の明確化と共有**



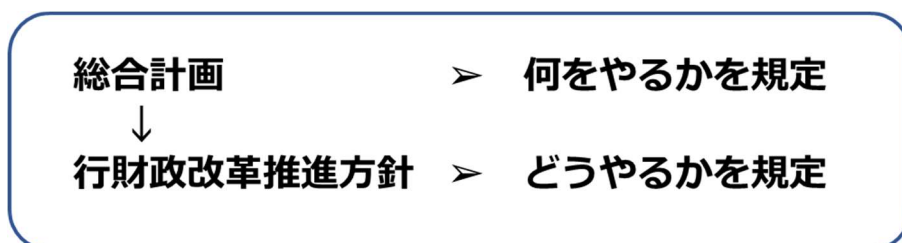
② **自発的な改善の促進**



③ **サービス向上と効率化の実現**

行財政改革推進方針の位置づけ

- 行財政改革推進方針は、町の施策や事業について実施内容を規定する「早川町長期総合計画」の部門計画として、総合計画に記載された事業がより効率的で実効性のあるものとなるような実施方法について規定するものです。
- また、行財政改革推進方針は「職員が業務を行う際の行動規範」であるとともに「町民に対して今後の行政サービスのあり方を示すもの」でもあります。



行財政改革推進方針の計画期間

- 行財政改革は、上位計画である長期総合計画の理念に沿って、計画に記載された事業等を実現するための手段として取り組まれるべきものです。
- 第7次早川町長期総合計画の後期計画期間が、令和8年度から令和12年度までの5年間となっていることから、行財政改革推進方針についても令和8年度から令和12年度を実施期間とします。
- なお、本計画の策定年次に当たる令和7年度は試行期間と位置付け、自己点検シートの作成などの取り組みを進めることとします。



行財政改革の推進体制

＜職員が主役の行財政改革＞

- ・ 早川町の行財政改革は、推進計画の基本方針に沿って事業の担当者が日々の業務を通じた改善に取り組み、PDCA サイクルによる進捗管理を行うことで実効性を担保します。
- ・ 外部のコンサルタント等に解決策を考えてもらうのではなく、担当者自身がその事業のあるべき姿について真剣に考えるからこそ、実際に改善効果があり実現可能な改善策となります。
- ・ また、職員自らが町政の課題に対して問題意識を持って向き合うことで、解決策を立案し実行する能力を育てるとともに、内発型の改革が継続していく組織風土を目指していきます。

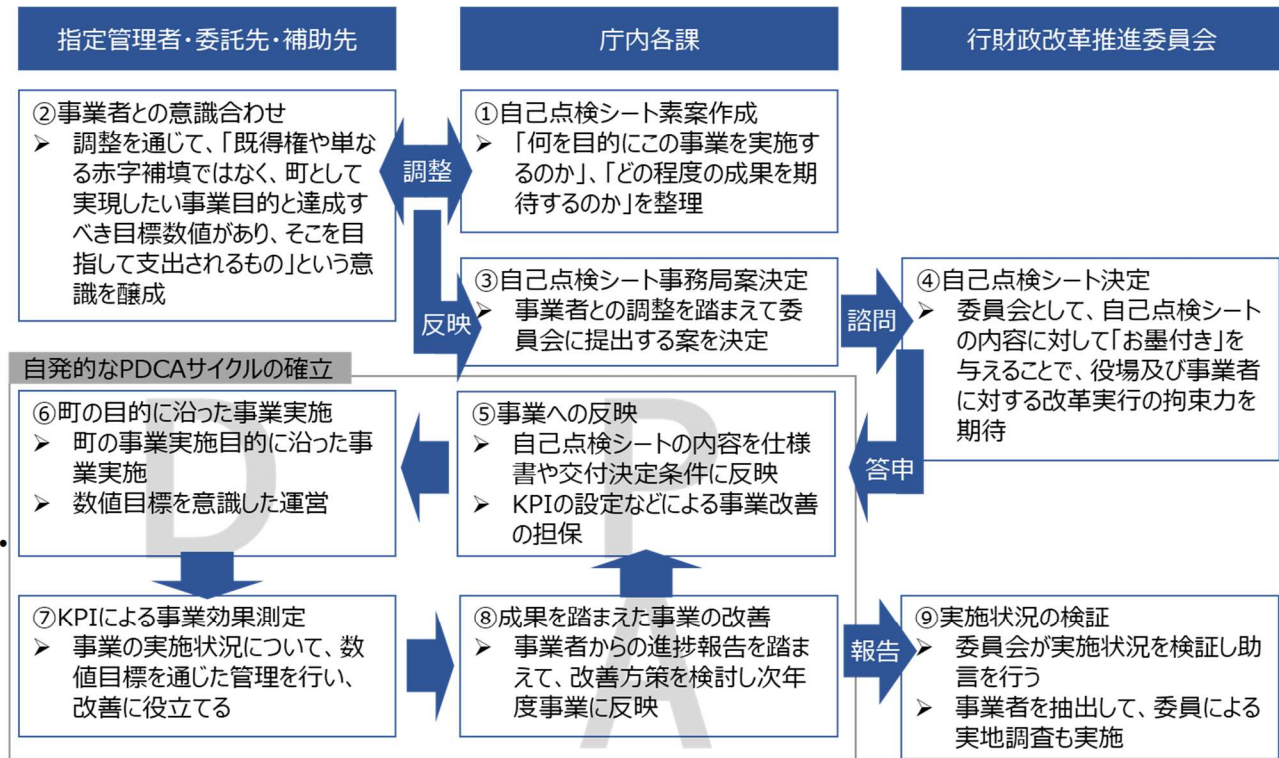
＜自己点検シートの作成・活用＞

- ・ 具体的には、事業担当課が事業単位で作成する事務事業自己点検シートを用いて事業の目的などを再確認し関係者とも共有することで、事業の内容や実施方法について自発的な改善を積み重ねていきます。
- ・ R7 年度は「指定管理」、「委託料」、「補助金」を対象に自己点検シートを作成し、施策事業の実施内容が最適なものであるかどうかを検証し、必要に応じて改善を図っていきます。
- ・ R8 年度以降は他の事業科目に自己点検シートの作成対象を拡げるとともに、R7 年度に作成した自己点検シートの内容について進捗確認を行うことで、行財政改革の進行管理を自主的に行う体制を構築します。
- ・ 将来的には、予算編成の段階で事業の目的や達成目標、終期を明確化して予算要求する仕組みを組み込んでいくことも想定しています。

＜庁内外の支援体制＞

- ・ 職員の取り組みを支援するため、庁内事務局を設けて事業担当者による行財政改革の取り組みに技術的な助言を行うとともに、全庁的な取り組み方針の決定や、課ごとの取り組み状況のばらつきの調整、進捗管理などを行います。

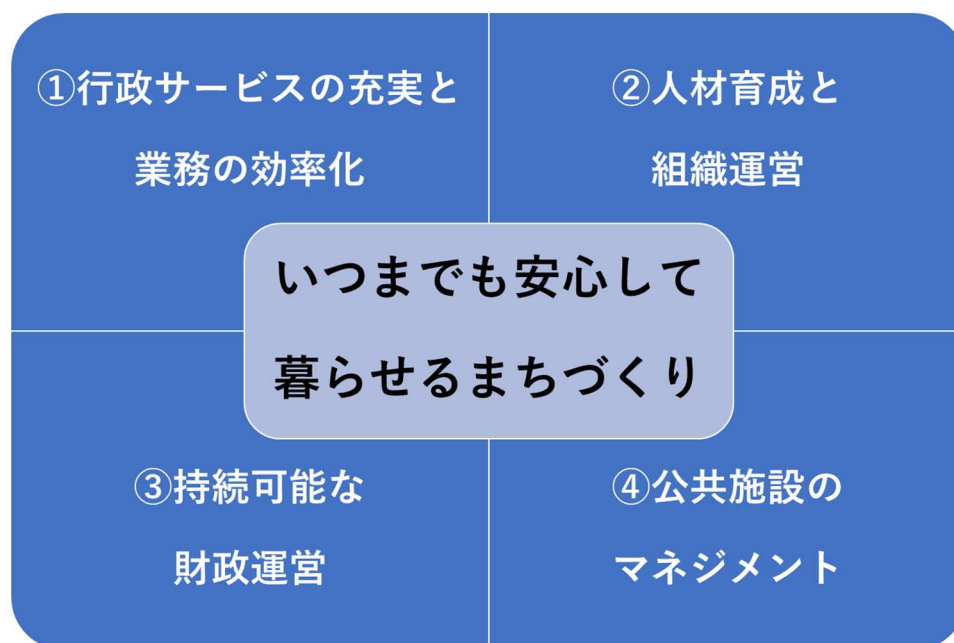
- さらに、外部の専門家による行財政改革推進委員会により、職員だけでは見えてこない視点から取り組み状況をチェックし、より効果的な行財政改革となるよう助言を受ける仕組みも構築します。



3 行財政改革推進の基本方針

目標 「いつまでも安心して暮らせるまちづくり」

- ・ 早川町が進める行財政改革は、町長の公約である「いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を目標として進めていきます。
- ・ この目標を実現するため日々の業務をどのように進めるかの指針として、次の4つの取り組みを柱として行財政改革を進めていきます。



取り組み① 「行政サービスの充実と業務の効率化」

- ・ 行政サービスを提供するためには予算や労力といった経営資源を使うことになりませんが、同じ予算や労力を使うならより良いサービスを効率的に提供できるようにすることが必要です。
- ・ 町の年間予算は約 30 億円ですが、これを 800 人の町民で分ければ一人当たり約 375 万円です。
- ・ これを聞いた町民から、「役場は要らないから毎年 375 万円配ってほしい」と言われるのではなく、「役場に任せれば 375 万円で 1000 万円分の仕事をしてくれるので、ぜひ役場をお願いしたい」と言われるような組織を目指していきます。

- そのためには、サービスの内容が住民にとって最善のものとなるよう、常に充実や改善を図るとともに、なるべく少ないお金や職員でなるべく大きな成果が出るように業務の効率化を進めることが必要です。
- 行財政改革では、必要度の低いサービスの見直しや効率の悪い業務の改善によって生み出された財源や人的資源を、より必要度の高いサービスに重点的に振り替え、住民サービスの充実を実現していきます。

取り組み② 「人材育成と組織運営」

- 行政サービスの充実を図る上で欠かすことができないものは、経営の3要素と言われる「ヒト」「カネ」「モノ」の3つです。
- このうちカネとモノには限りがあり使えば減りますが、ヒトは使っただけ育つので、小さな町の役場としてはヒトへの投資を最重視していくことが必要です。
- また、小さな組織のメリットとして、職員一人ひとりが自分が町を良くしていくという思いを持ち自発的に行動することで簡単に変化を生み出せることがあります。
- 「世の中に公務員ほどクリエイティブな仕事はない」を合言葉に、日々の業務の中で創意工夫を凝らし、チャレンジしていく組織風土を目指します。
- 併せて、育てた人材の持つ力を最大限発揮できるよう、合理的な組織運営を徹底することも必要です。
- また、職員が日々最高のパフォーマンスを発揮するとともに、将来にわたって働き続けられるよう、労働環境の改善にも取り組みます。

取り組み③ 「持続可能な財政運営」

- 安心して暮らし続けられる町を将来にわたって実現するためには、安定した財政の裏付けが必要となります。
- 財政の基本は「入るを計って出るを制す」とされているとおり、収入の増加策と歳出の抑制策を並行して進めることが必要です。

- ・ 歳入については、各種税金や税外収入を適切に賦課徴収することで収入額を確保するとともに、負担の公平性を実現していきます。
- ・ また、新たな財源の確保についても積極的に検討を行い、独自財源の確保を目指します。
- ・ 歳出については、施策や事業を通じて実現すべき目的を常に意識し、目的実現の方策として適切な手法が選択されているか常に検証する仕組みを予算要求のプロセスに組み込んでいきます。
- ・ その際にも、行財政改革はサービスを削るために行うのではなく、より良いサービスを継続的に提供するために必要なものであるという原点は見失わないようにします。

取り組み④ 「公共施設のマネジメント」

- ・ 早川町内には、建設後一定の年数が経過し、改修や建て替えの時期を迎えた公共施設が数多く存在しています。
- ・ これらの公共施設を引き続き安全かつ快適に利用できるよう、計画的に改修等を行うことは必要ですが、人口が減少する中で建設当時とは施設に対する需要が大きく変わっているものもあります。
- ・ そこで、今後の早川町内において公共施設がどのようにあるべきかを検討し、最適な状況を模索していく必要があります。
- ・ その過程で、施設の利用率を向上するための方策や、より上手に運営できる団体への管理委託、必要度の低い施設の再編統合なども検討していきます。

4 具体的な取り組みの内容

- 基本方針の4つの取り組みを基に次の項目で具体的な取り組みを進めます。

行財政改革の取り組みの全体像



①行政サービスの充実と業務の効率化

- ・ 役場の一番大事な仕事は、町民の皆さんが安心して幸せに暮らし続けることができるようにすることであり、すべての施策・事業は、住民生活の幸福度向上を目指して行われる必要があります。
- ・ そのため、行政が提供するサービスの内容をより良いものにし、サービスの総量を増やしていく「行政サービスの充実」と、サービス提供に必要な人的・財的コストを抑制し、費用対効果を最大化する「業務の効率化」を並行して進めていきます。

①－1 行政サービスの充実

- ・ 行政サービスを充実させる方策として「量の拡大」と「質の向上」がありますが、サービスの量は簡単に増やせません。しかし、質は工夫次第で無限に向上することができるという意識を持って日々の業務に取り組みます。
- ・ 量の拡大が難しい中でサービスの質を向上するためには、ニーズが低くなったサービスを真に必要度の高いサービスに置き換えていくことが必要です。
- ・ 行政が行う施策や事業は、一度スタートすると終了したり変更したりすることが難しいものですが、時代の変化やライフスタイルの多様化によって、求められるサービス自体も変わっていきます。
- ・ これまで長期にわたって行われてきた施策や事業について、意識的に立ち止まって再点検することで、住民ニーズに沿った真に使いやすいサービスを適切な方法で提供していきます。

①－1－1 施策・事業の定期的な自己点検

- ・ すべての施策や事業は、スタートした時点では解決すべき課題や実現すべき理想があったはずですが、長年続けていく中で当初の目的が見失われ、継続していくこと自体が目的化してしまうことがあります。
- ・ そこで、定期的に施策事業の内容や実施方法について自己点検を行い、役割を終えたものは廃止し、より良いやり方があるものは実施方法を改め、

必要度が増したものは事業拡大するなど、事業の改善と効率化に取り組みます。

項目番号	全-1	項目名	すべての施策・事業の定期的な自己点検
目的			<ul style="list-style-type: none"> ・施策・事業が時代や町民ニーズに合ったものとなるよう随時点検・改善 ・役割を終えた事業が惰性で続けられることがないよう、定期的に改廃の機会を設定
内容			<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業自己点検シートの作成を通じて、役場内だけでなく関係者とも事業の目的などを共有する ・自己点検の結果を踏まえて、目的達成に向けて最適な事業の組み立てとなるよう、随時見直しを行う ・必要性の低下した事業は事業廃止も視野に入れて実施内容の修正を行うことで、常に最適な内容のサービスを最大限効率的に実施できるようにする

①-1-2 ICT化やDXによる効率的な行政

- ・ 電子申請やスマート窓口などを導入することにより、時間や場所の制約なく行政サービスを利用できるようになるなど、サービスの向上と業務の効率化を同時に実現できるので積極的に検討していきます。
- ・ しかし一方で、導入するデジタル技術が町民にとって真に使いやすいものかどうか、また、費用対効果が適切かについても慎重な判断が必要です。

項目番号	全-1	項目名	ICT化やDXの推進による効率的な行政
目的			<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル技術活用による住民サービスの向上 ・ ICT技術を活用することで効率的な行政運営を実現
内容			<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル技術を用いた窓口サービスなど住民サービスの効率化の推進について検討を進めていく ・ オンライン会議システムの活用などによる在宅での行政手続きについて検討を進めていく ・ デジタル技術活用による町民へのメリットとデメリット及び費用対効果の検証を進める

①-1-3 情報発信とコミュニケーションの強化

- ・ せっかく良い施策や事業を行っていても、町民や関係者に対する情報発信が不十分では活用してもらうことができません。
- ・ 「知られていないのは存在していないのと同じ」、「反応がないのはやっていないのと同じ」という意識を持ち、広報等を通じて行政が提供している

サービスの情報を適切に提供・発信し、理解・共感・参加につなげていきます。

- また、事業の企画段階から関係者の意向を適切に聞き取って事業内容に反映させることで、より良い事業として立案・実行することが可能となります。

項目番号	全-1	項目名	情報発信とコミュニケーションの強化
目的	<ul style="list-style-type: none"> 町政に対する町民の理解と共感の獲得と行動の変容 町民とのコミュニケーションを活発化し、町民の声を町政に反映 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌やホームページを通じた広報を強化し、町政情報や観光情報、ブランドイメージを適切に発信していく 町民対話の開催など町民の声を聴く機会を充実させ、施策事業に反映させるとともに、町政に対する理解を深める 施策事業の企画段階から、関係者の意見を積極的に取り込み、真に求められる事業を最大限効果的に実施する 町として統一的な情報発信を意識して、広報等をコントロールすることにより、町のイメージ向上を図る 		

①-1-4 地域協働とコミュニティの活性化

- 行政だけでは対応できない細かな困りごとに対応するためには、町民と協働したまちづくりが不可欠です。
- 協働の効果を最大化するためには、協働の目的や目標などについて共通認識を形成し、また、町民に任せきりにするのではなく役場からも地域コミュニティの支援を行うことが大切です。

項目番号	全-1	項目名	地域協働とコミュニティの活性化
目的	<ul style="list-style-type: none"> 住民と行政との協働を通じて地域の課題解決力を向上 地域コミュニティの活動を活性化するための支援の実施 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 職員による地域コミュニティ活動への積極的な支援を行うことで、行政と地域コミュニティとの協働を推進する 広報活動や町民との対話集会を通じて、行政の目指すものへの理解を深め、活動への協力を促す 町民からの政策提案を受け付ける制度の創設などを通じて、町民の行政への参加意識の醸成を図る 		

①－１－５ 広域行政の促進

- ・ 行政に求められる全ての業務を早川町単独で処理しようとするのではなく、一部事務組合などを通じて他の町との業務の共同化なども積極的に取り組むことが必要です。
- ・ 公共施設についても、早川町だけでフルセットを揃えるのではなく、周辺の町が保有する施設の相互利用などによりサービスの効率化を図ります。

項目番号	全－１	項目名	広域行政の促進
目 的			<ul style="list-style-type: none">・ 業務の共同処理化を通じた事務処理の効率化・ 総務事務センターなどの活用の検討による省力化・ 周辺町の施設の共同利用などによるコスト削減と住民サービスの向上
内 容			<ul style="list-style-type: none">・ 早川町単独ですべての行政機能を用意しようとするのではなく、他の市町村や一部事務組合、県などとの連携と協力により効率的な行政を実現を目指す・ 他市町村と共通する基礎的な事務については共同化を推進し、浮いた人材や予算を活用して町独自の施策・サービスに重点的に注力する・ 周辺町の保有する施設と重複する施設の新設・維持を避け、相互利用などの方策により効率的なサービス提供を図る

①－２ 業務の効率化

- ・ 昨今あらゆる業界で人手不足が深刻化しており役場も例外ではありませんが、今後も基礎自治体の担う業務は増加し続けることが想定されます。
- ・ また、行政職員は災害等の緊急事態が発生した際にすぐに対応できるように余力を残しておくことが重要であり、日常業務で手一杯という状態は望ましくありません。
- ・ このため、役場においてもサービスの充実と並行して、業務の効率化にも全力で取り組んでいきます。

①－２－１ 目的志向の業務遂行

- ・ 効率的に業務を行うためには、前例踏襲で漫然と仕事をするのではなく、この仕事を通じて何を達成する必要があるのかを明確に意識し、そこから逆算した目標を決めて行動するという目的志向の姿勢が不可欠です。
- ・ まずは、本推進計画のアクションプランである自己点検シートの作成を通じて、「この仕事の目的は何なのか」、「達成目標をどの水準に置くのか」といった意識を持って業務に臨むよう改革を図ります。

項目番号	全－１	項目名	目的志向の業務遂行
目的			・ 施策事業を実施する目的を明確に言語化し関係者で共有 ・ 目的から逆算して効率的に施策事業を実施
内容			・ 自己点検シートの作成を通じて、施策事業を実施する目的を明確に言語化し、役場内のみならず関係者とも共有する ・ 明確化した目的の実現に向けて最適な手段をゼロベースで検討し、改善に取り組む ・ 将来的には、予算要求時に施策事業の目的の検証を組み込むことで、目的から逆算して手段を選択することを習慣化する

①－２－２ 組織として業務を行う体制の構築

- ・ 担当者の不在時に他の職員には業務の内容が分からない、過去の経緯が当時の担当者の記憶しか残っていないといった状況を防ぐため、業務内容の文書化や情報の共有を進めていきます。
- ・ また、町として進むべき方向などの大きな方針について全職員が共通認識を持って業務にあたるよう、意思決定のルールを確立し、職員に周知する仕組みを作ります。

項目番号	全-1	項目名	組織として業務を行う体制の構築
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の属人化の防止と、組織として業務執行する体制の構築 ・部下の業務内容を管理職が把握することで、適切な業務管理を実現 ・町の大方針を職員が共有することで、共通の方向性を持った業務執行を実現 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を定義した文書の作成を通じて、全職員が共通認識に基づいて業務執行するとともに、業務の属人化・ブラックボックス化を防止する ・各職員の業務内容について文書化することで、担当者不在の際にも対応可能な状況を構築する ・業務に関する報告や相談について適切に幹部に上げるとともに関係者で情報共有を図るため、町長レクチャーのルール化を行う ・役場内での情報共有・意思決定及び指示のルールを明確化するとともに、決定事項について職員に共有することで、組織として統一的な意思の下に業務を遂行していく 		

①-2-3 職員の政策立案能力の向上

- ・ より良い施策事業を組み立てるためには、トップダウンだけではなく、直接その業務を担当している職員からボトムアップで政策が立案される組織への転換が必要です。
- ・ 研修参加や自己研鑽等を通じて職員一人ひとりの政策形成能力を向上することや、政策提案制度などにより組織として職員の創意工夫を促すことにも努めます。

項目番号	全-1	項目名	政策立案能力の向上
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・トップダウン型からボトムアップ型への組織風土改革 ・役場の政策立案能力の向上 ・職員のモチベーション向上 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員から業務内外に関する提案を受け付ける制度を実施することで、町政への参加意識の高揚と政策立案能力の向上、モチベーションの維持を図る ・研修等を通じて政策立案能力の向上を図る ・日常業務において、職員から新規事業や業務改善等の提案を行うことを推奨する 		

①-2-4 業務へのデジタルツールの活用

- ・ 日常業務の省力化をより一層推進するため、通常業務において生成 AI やノーコード・ローコードツールの活用などの DX により、業務の効率性を高めることも求められます。

項目番号	全-1	項目名	業務へのデジタルツールの活用
------	-----	-----	----------------

目 的	<ul style="list-style-type: none">・デジタルツールの活用を通じた業務の効率化・デジタルツールを活用した新しいサービスの創出・業務所要時間の短縮
内 容	<ul style="list-style-type: none">・デジタルツールを活用可能な環境の構築を図る・生成 AI の業務での活用について検討を進めていく・ノーコード・ローコードツールの活用についても検討していく

②人材育成と組織運営

- ・ 高度化・多様化する行政課題に対して迅速かつ適切に対応するには、職員の資質・能力の向上が不可欠です。
- ・ そして、職員が育つためには、本来の力で到達できるところよりも少しだけ高い目標に向かってチャレンジすることが必要であるため、役場では職員のチャレンジを全力で推奨していきます。
- ・ 公務員は、地域を良くするために失敗を恐れずチャレンジできるよう身分が保証されているのであり、チャレンジした結果の失敗であれば、挑戦を避けて失敗しなかった職員より人事の上でも高く評価します。
- ・ 「向こう傷は名誉、後ろ傷は恥」という言葉のとおり、町民の皆さんも、職員が前向きに取り組んだ結果の失敗であれば笑って許してやっていただきたいですし、逆に職員がチャレンジを恐れ旧態依然としたやり方に固執する場合には、遠慮せず怒ってください。
- ・ また、小さな町の役場にとって最大の財産は役場で働く職員であることを強く認識し、人手不足の時代において職員の定着を図るための働き方改革を進め、働きやすい職場づくりにも力を入れていきます。
- ・ 職員のモチベーション向上と主体的なキャリア形成を支援するため、人事評価制度の積極的な活用と、本人の意向を反映した昇任管理や人事配置など人事制度を見直しも進めていきます。

②－１ 人材の育成

- ・ 「人を育てることができるのは本人のみ」というとおり、人材の育成に当たって他人が干渉できる余地は少なく、本人が自ら育つ意識を持つことが重要です。
- ・ このため、職員自身による自己成長の取り組みを強く推奨するとともに、研修等の機会提供や、業務の成果などに関する適切な評価、職員の適性や本人の希望に即した人事管理を通じて、組織の側からも職員の成長をサポートしていきます。

②－１－１ 人材育成の推進

- ・ 職員には、業務への関連の有無を問わず各種勉強会へ自主的に参加するなど、有益な情報の積極的な収集と人脈の構築に取り組むことを強く推奨します。
- ・ 漫然と業務をこなすのではなく、常に問題意識を持ち、創意工夫を凝らすことで自ら改善していける職員像を目指して、組織としても計画的なスキル獲得の機会を提供していきます。

項目番号	全-1	項目名	人材育成の推進
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な業務改善に向けた職員の意識改革 ・ 職員の課題解決能力の向上 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が業務内外の勉強会等に参加し自己研鑽を図ることを推奨する組織風土の定着を図る ・ 職員が自主学習をおこなうための環境整備を進める 		

②-1-2 研修制度の強化

- ・ 市町村職員研修所が開催する研修への参加などを通じて、業務スキルの向上を図っていきます。
- ・ また、全職員が町政の課題を共有するための庁内研修などの機会を充実させていきます。

項目番号	全-1	項目名	研修制度の強化
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の資質・能力の向上 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修を充実させる 		

②-1-3 人事評価制度の活用

- ・ 職員が自ら成長する組織となるためには、適切な目標設定と評価を通じたチャレンジと評価の循環が必要です。
- ・ そのためには目指すべき職員像を明確に示した上で、そこに向けた個々の取り組みを適切に評価し報いる仕組みにより成長を支援していくことが欠かせません。

項目番号	全-1	項目名	人事評価制度の活用
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目指すべき職員像の明確化 ・ 人事評価を通じた職員の成長支援 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間の長さではなく、達成した成果や業務への取り組み姿勢を適切に評価する 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が積極性やチャレンジ精神をもって、主体的に職務に当たることを重視して人事評価制度の運用を行う ・上司による部下評価だけでなく、部下から上司を評価することなどにより、360度型の人材育成支援を行う
--	---

②－１－４ 人事管理制度の有効活用

- ・ 職員の成長を支援するためには、様々な業務を経験する中で自身の適性と関心の在処を見定めることができる人事制度も必要です。
- ・ また、職員のモチベーション向上と主体的なキャリア形成を支援するため、人事評価制度の積極的な活用と、本人の意向を反映した昇任管理や人事配置など、人事制度の見直しを行っていきます。

項目番号	全－１	項目名	人事管理制度の有効活用
目 的			<ul style="list-style-type: none"> ・長期的視点に立った人材育成 ・本人の希望に沿ったキャリア形成の実現
内 容			<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動に際し、本人の想定するキャリアプランを確認した上で、それを尊重した配置を実施していく ・職員の能力や実績を重視し、早期昇任や人材育成に活用することで、組織力や業務効率の向上につなげていく ・職員一人ひとりが積極性やチャレンジ精神をもって主体的に職務に当たることができるよう、人事フリーエージェント制度などの運用を検討する ・人事評価の結果を給与や昇任等へ適切に反映するとともに、早期昇任や人材育成に活用することで、組織力や公務能率の向上を図る

②－１－５ 人事交流の推進

- ・ 幅広い職務経験を獲得するとともに、外部の視点から役場組織の長所と短所を見る機会として、また、人的ネットワークを構築する機会として他の自治体との人事交流にも積極的に取り組んでいきます。

項目番号	全－１	項目名	人事交流の推進
目 的			<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い視野と柔軟な思考力の獲得 ・人的ネットワークの構築・拡大
内 容			<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村や県との人事交流を推進していく

②－１－６ 女性職員の積極的な登用

- ・ 優秀な職員に町政の枢要を担ってもらうとともに、多様な視点を施策事業へ反映させることを目指して、課長級・リーダー級への女性職員の積極的な登用を進めていきます。
- ・ また、将来の幹部候補として、役場機能の枢要となる業務に若手女性職員を積極的に登用します。

項目番号	全-1	項目名	女性職員の積極的な登用
目的			<ul style="list-style-type: none"> ・ 優秀な人材の登用による役場組織の活性化 ・ 女性職員のモチベーション向上 ・ 多様な視点からの提言を施策事業に反映
内容			<ul style="list-style-type: none"> ・ 能力と意欲のある女性職員をできる限り管理職に登用する ・ 将来の幹部候補として育成するため、女性職員を早期に政策形成分野などの主要ポストに配置する

②－２ 組織体制の整備

- ・ 役場が持つ最大の財産である職員がその力を最大に発揮できるよう、業務量の適正化と職員負担の公平化を進め、組織体制の整備を進めます。
- ・ また、人手不足の時代において職員の定着を図るため働き方改革を進め、働きやすい職場づくりを実現していきます。

②－２－１ 組織体制の適正化

- ・ 変化の激しい行政需要に対応するため、役場の組織体制についても常に見直しを行い最適な組織体制を構築します。

項目番号	全－１	項目名	組織体制の適正化
目的			・ 行政需要に応じた柔軟な組織人員体制の構築 ・ 各職員の業務量の平準化
内容			・ 業務量の変化や職員の時間外勤務の状況などを常にチェックして最適な組織体制を構築する ・ プロジェクトチーム制など、人事異動を伴わない業務執行体制の組成により、新規行政需要に柔軟に対応していく

②－２－２ 適切な定員管理

- ・ 計画的な新規採用職員の確保を継続することで、年齢のバランスの取れた組織体制を構築していきます。
- ・ 定年年齢の延長に関する検討や再任用制度の効果的な運用による即戦力職員の確保に努めます。

項目番号	全－１	項目名	適切な定員管理
目的			・ 業務量とバランスの取れた職員数の確保 ・ 職員の年齢構成の平準化 ・ ベテラン職員の退職を見据えた計画的な知識経験の伝承
内容			・ 職員の採用活動に注力するとともに、若手職員の定着率を向上させていく ・ 経験者採用などを活用して職員の年齢構成のバランスを改善し、将来にわたって持続可能な組織体制を構築する ・ 定年を迎える職員の知識経験を伝承するための仕組みを構築する

②－２－３ 行政評価の効果的な運用

- 行政が提供するサービスの内容の向上と、業務の効率化を進めるため、個々の事業についての行政評価を行い、見直しを図っていきます。

項目番号	全-1	項目名	行政評価の効果的な運用
目的	<ul style="list-style-type: none"> 施策事業の結果に対する適切な評価 施策事業の内容の随時の改善 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 		

②-3 働きやすい組織の実現

- ・ 町民に良いサービスを提供するためには、職員の勤務環境を改善するとともに被用者満足度を向上することが不可欠です。
- ・ このため、ワークライフバランスの改善や職場環境の整備などを通じて働きやすい職場づくりに取り組んでいきます。
- ・ また一方で、役場職員は何か問題が発生した際に迅速に行動することが求められるため、日常業務で手一杯という状況を避けなければなりません。
- ・ このため、管理職等のマネジメントの中でも特に業務削減・効率化の推進を重視し、引き続き取り組みの強化を図っていきます。

②-3-1 働き方改革の推進

- ・ 常に忙しい状態では良い仕事はできないだけでなく、非常時などに十分な対応ができなくなるので、働き方改革に取り組みます。
- ・ また、働き方改革にはサービスの向上や生産性の向上だけでなく、人材の定着やモチベーションの向上などのメリットがあります。

項目番号	全-1	項目名	働き方改革の推進
目的			・ 働きやすい職場の実現による職員満足度の向上 ・ 日常業務の効率的な処理による非常時対応能力の向上
内容			・ 職員一人ひとりの勤務時間の実態を把握し、業務の再配分や応援体制の構築などを行う ・ 早出遅出勤務や時短勤務、在宅勤務、男性育休など、仕事と家庭生活の両立を支援する制度の充実を図る ・ 管理職が主導する業務の抜本的な削減や再配分などにより、日常業務の効率を向上させ、職員が手元業務に余裕のある状況を実現する

②-3-2 働き方改革による勤務時間の削減

- ・ 効率的な働き方の実現と職員の健康管理の観点から、業務の見直しなどを積極的に推進し、勤務時間を削減することも必要です。

項目番号	全-1	項目名	働き方改革による時間外勤務の削減
目的			・ 効率的な働き方の実現 ・ 時間外勤務の削減

	<ul style="list-style-type: none"> ・年休取得率向上
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化により必要性が低下した事業を廃止するなど、管理職がリーダーシップを発揮して抜本的に業務全般を見直し、業務の簡素化・効率化を積極的に推進する ・時間外申請のない職員は「なんとなく残っている」状態を避けて定時退庁の励行を行う

②－３－３ 職員の心身の健康

- ・ 職員が心身ともに健康に働くことができるよう、検診などを通じた健康管理を徹底するとともに、職場の環境を改善していきます。
- ・ 併せて、ハラスメント対策の充実などを通じて職員のメンタルヘルスの改善にも努めていきます。

項目番号	全－１	項目名	職員の健康管理
目 的			<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の健康管理の充実 ・ 職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメントの廃絶 ・ カスタマーハラスメントに対する組織的対応
内 容			<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場においてハラスメントの徴候がみられた場合に、事実把握と是正措置の実施など、所属長が強力なリーダーシップを発揮して迅速かつ適切な対処を行う ・ 管理職は、日頃から職員一人ひとりの心の健康の保持増進に配慮するとともに、職場におけるストレス要因の軽減や除去に努める

②－４ 議会活動

- ・ 議決機関である町議会は、執行機関である行政が行う施策事業について異本的な方針を決め、実施状況についてのチェック機能を果たすなど、町民の声を町政に反映させる重要な役割を持っています。
- ・ このため、日頃から住民の声に耳を傾け、定例会での活発な議論を通じて町政に反映させていくことが必要です。

②－４－１ 議会活動の充実

- ・ 町の活性化を図るためには、議会による政策提言機能を強化し、役場と両輪となって町政を進めるべき立場の議会活動の充実が欠かせません。
- ・ 執行部との情報交換などを通じて町政課題に対する理解を促進し、独自に収集した情報と掛け合わせ、役場とは違った視点から提言を行うことが求められます。

項目番号	全－１	項目名	議会活動の充実
目的	・ 議会の政策提言機能の強化による政策立案の複線化		
内容	・ 議会の政策提言機能を強化するため、職員との定期的な情報交換の場を設定する		

②－４－２ 定例会の活性化

- ・ 議会定例会において議員からより多くの質問が行われ、執行部との噛み合った議論が可能となるよう、執行部と議会の間で町政課題等についての情報共有を図ります。

項目番号	全－１	項目名	定例会の活性化
目的	・ 議会定例会における質問の活発化 ・ 議員の町政に対する理解の促進 ・ 質問戦を通じた集合知の形成と町の取り組みのPR		
内容	・ 各定例会の前に、議員主催の執行部に対する町政課題の勉強会を実施し、質問等のための情報収集を行う ・ 定例会の議論を活性化するため、町政の重要テーマについて議員側に情報提供を行い意見を求める		

③持続可能な財政運営

- ・ 将来にわたって持続可能な住民サービスを提供するためには、町の財政基盤を強固なものとするのが何よりも重要となります。
- ・ そのためには、法令等に基づいて適正に事務事業を執行することはすべての基本として、過去の事例に倣って漫然と仕事をするのではなく、解決すべき課題に対して最適な事業内容となっているか日頃から意識しながら業務を見直し、最も効率的に提供できるよう改善を進めることが必要です。
- ・ また、歳入の確保と歳出の抑制にも全力で取り組む必要があります。

③－１ 適正な事務事業の執行

- ・ 事業の執行に当たって、すべての基本となるのは法令等に従って適正に業務が行われることです。
- ・ 加えて、既存の事務事業についても必要性を検証しながら、より良い事業への進化や、新しい事業への切り替えなどの新陳代謝を図ることが求められます。

③－１－１ 法令に基づいた適正な事務事業の執行

- ・ まずはすべての基本として、法令等に沿った適正な事務事業の執行を行うことを徹底していきます。

項目番号	全－１	項目名	法令に基づいた適正な事務事業の執行
目的			・ 事務事業実施の根拠の明確化 ・ 不適正な事務処理の廃絶
内容			・ 業務の執行に当たっては、実施の根拠となる法令など原典の確認を行った上で適切に行う ・ 重要な報告等についてはレクチャー等により適切に情報共有を図るとともに、意思決定については文書による決裁を行うことで記録を残しておく ・ 決裁過程でのチェック機能が十分に働くよう、適切な資料を添付する

③－１－２ 事務事業の不断の見直し

- ・ 予算の編成及び執行に当たっては、事務事業の必要性や実施方法について検証を行い、最適なものとなるよう不断の見直しを行う必要があります。

- 一度スタートした事業が恒久化しないよう、すべての事業について終期設定を行い、数年に一度ゼロベースで必要性や妥当性を検証する仕組みを組み込みます。

項目番号	全-1	項目名	事務事業の不断の見直し
目的	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の必要性に係る継続的な確認と検証 事務事業の優先度についてのオーソライズ 必要度の低下した事務事業の廃止 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> すべての事業に3~5年の終期を設定することで、数年に一度強制的にゼロベースで必要性等の議論を行う仕組みを組み込む 		

③-1-3 予算の重点的・効率的配分

- 既定の予算についても前例踏襲により硬直化することがないように努め、重点的に取り組む必要がある施策には重点的に配分するなど、効率的な予算編成と執行に努めてきます。

項目番号	全-1	項目名	予算の重点的・効率的配分
目的	<ul style="list-style-type: none"> 財政の柔軟性と財政規律の両立 実効性の高い予算配分と事業執行の実現 予算編成及び執行に関する担当課の裁量の拡大 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成においては、積算の内容よりも事業の必要性や妥当性を中心に議論が行われる仕組みを構築する 予算編成及び執行に際して、担当課長の判断と責任において優先順位をつけて決められる部分を拡大することで、現場の裁量を拡大し、実情に沿った予算執行を可能とする 		

③－２ 歳入の確保

- ・ 高水準な住民サービスを今後も続けていくためには、安定した財源の確保などの持続可能な歳入の確保が欠かせません。
- ・ まずは、収納率の向上や利用者負担の適正化を通じて安定的な収入の確保に取り組むとともに、新たな財源の確保に向けた検討を進めていきます。

③－２－１ 税・使用料等の徴収強化

- ・ 歳入の確保については、各種の税や使用料などについて適切に賦課し、もれなく徴収することを最優先に考えていきます。
- ・ これは、歳入の確保の観点だけでなく、まじめに納入してくれている町民の不公平感を抱かせないためにも必要なことです。

項目番号	全－１	項目名	税・使用料等の徴収強化
目的	・ 税・使用料等の徴収強化による財源の確保 ・ 適切に納税・納付してくれる町民の不公平感の解消		
内容	・		

③－２－２ ふるさと納税等による財源確保

- ・ ふるさと納税など税外収入の確保にも全力で取り組むことで、自由に使える財源を増やす努力を続けていきます。

項目番号	全－１	項目名	ふるさと納税等による財源確保
目的	・ 税外収入の増加による自主財源の確保 ・ 返礼品を通じた町の魅力のPR		
内容	・ 魅力的なふるさと納税の返礼品を開発することで、当町への寄付額の増加を図っていく ・ ふるさと納税以外の新たな税外収入についても検討を実施していく		

③－２－３ 広告収入の拡充

- ・ 広告収入についても拡充を図り、歳入の確保に努めていきます。

項目番号	全－１	項目名	広告収入の拡充
目的	・ 広告収入による税外収入の確保 ・ 役場内への「稼ぐ意識」の浸透		

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・町の広告 ・職員から新たな収入確保策のアイデアを募ることで、収入増加を実現するとともに、職員の間には稼ぐ機運を醸成する
-----	---

③－２－４ 町有財産の有効活用

- ・ 利用予定のない町有財産については売却や貸し出しなどを検討することで、町の維持費負担の軽減と収入増を実現するだけでなく、町内にある限られた財産が有効に活用されることで利用者の利便性や収益の向上にもつなげていきます。

項目番号	全－１	項目名	町有財産の有効活用
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・町有財産の売却・貸し出しによる不要な施設の維持費負担の軽減 ・町が使用しない財産を民間が活用することによる地域の活性化 		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・町が保有する財産のリストアップと、活用可能性の検討 ・活用の見込みがない財産について、売却・貸付を検討 		

③－２－５ 国県等の財源の積極的活用

- ・ 事業の実施に当たっては、国や県の財源を取り込むことを検討することで、一般財源の抑制に努める

項目番号	全－１	項目名	国県等の財源の積極的活用
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財源の抑制 ・国や県の施策と連動した住民サービスの提供 		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業の組み立てに際しては、国や県の補助制度や交付金制度等を取り込むことで独自財源の圧縮を図っていく 		

③－３ 支出の削減

- ・ 歳入の確保と並行して無駄な支出の削減も進めることが必要です。

③－３－１ 町単独補助金の見直し

- ・ 補助金は、政策誘導効果や事業立ち上げ期の伴走支援を期待して支出するものであり、永続化することは望ましくありません。
- ・ 町単独で実施している補助金については、定期的に必要性や効果などを検証し、その時ごとの最適な内容となるよう見直しを行います。
- ・ 見直しを通じて必要性が低下した事業から、より重要な事業へと投入する予算をシフトさせ、町民サービスの向上につなげていきます。

項目番号	全－１	項目名	町単独補助金の見直し
目的			<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果の逡減を防止し、より効果的な事業への改善 ・ 補助金の支出が長期化することによる既得権益化の防止 ・ 長期にわたって独り立ちできない事業への公金注入の回避
内容			<ul style="list-style-type: none"> ・ 町単独補助金については既得権化しないよう定期的に点検を行い、より必要度の高い分野への支援となるよう見直しを実施していく ・ 補助金の交付に当たっては、団体や施設を維持するための運営費補助ではなく、町が求める成果を上げるための事業費補助であるという認識を徹底する ・ 事業の実施を交付要件とせず、事業の成果を交付要件とすることで、町が求める成果を上げるための事業に対する支出であるという認識を徹底する ・ 10分の10補助金については、少額であっても自己負担の導入を検討する ・ 交付した補助金が有効に活用されるよう、補助先にも自主的な提案を求める

③－３－２ 各種団体の統廃合と見直し

- ・ 各種団体についても、創設当時の必要性が失われているものや、同様の目的のものが併存していないか確認し、統廃合や見直しを進めていきます。

項目番号	全－１	項目名	各種団体の統廃合と見直し
目的			<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が関係する団体に関する情報の整理 ・ 団体の活動状況や必要性についての検証 ・ 活動休止状態にある団体や、独り立ちできない団体の見直し
内容			<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の設立当時の目的と現在の活動内容が乖離していないか検証していく ・ メンバーの高齢化などにより活動休止状態にある団体の状況を確認し、必要に応じて見直しを進める

	・類似の目的を持つ団体について統合により合理化できないか検討していく
--	------------------------------------

③-3-3 イベントの見直し

- ・ 町が実施するイベントについても、時代の変化に対応し町民のニーズに沿ったものとなるよう随時見直しを行います。

項目番号	全-1	項目名	イベントの見直し
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントを実施する目的について明確化し関係者間で共有 ・ 町民ニーズに沿ったイベントへの内容変更 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が実施するイベントについてあるべき姿を検討し、再編を進めていく ・ 町民のイベントに対するニーズを把握し、現状とのギャップを確認する 		

③-3-4 事務事業の見直し

- ・ その他の事務事業についても、随時見直しを行い事務事業の最適化と支出の削減に努めていきます。

項目番号	全-1	項目名	事務事業の見直し
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の硬直化の防止 ・ 支出の削減 		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての事業を対象に必要性を検証して、より少ないリソースで、より良い事業形態となるよう進化を図っていく 		

③-3-5 予算要求・査定の改善

- ・ 事務事業の必要性を不断に検証する仕組みとして、予算要求と予算査定のプロセスに組み込むことが最も効果的です。
- ・ 予算要求の際には当該事務事業の必要性について徹底的に議論し、「なぜやるのか」についての認識を庁内で言語化して共有します。
- ・ 逆に、金額や事業内容については担当課長の判断に任せることで、現場の裁量を強め効果的かつ機動的な事業執行を実現します。
- ・ また、すべての予算について原則として最長3年の終期を設け、定期的な事業の見直しをビルトインしていきます。

項目番号	全-1	項目名	予算要求・査定の効率化
------	-----	-----	-------------

目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の不断の見直しを予算要求のプロセスにビルトイン ・施策事業の必要性を重視した予算査定 ・各課の裁量による予算編成と事業執行の実現 ・財政規律の確保
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・予算査定時に、事業の必要性について徹底的に議論を行い、不要な事業が惰性で継続されることがないように精査していく ・予算の金額については担当課長の裁量を拡大し、課の予算枠の範囲中で自発的に優先度をつけて事業執行する仕組みを導入する ・すべての事業に終期を設定することにより、数年ごとにゼロベースで事業の必要性に関する議論を義務付ける

④公共施設のマネジメント

- 町ではこれまで様々な公共施設を整備してきましたが、老朽化により改築や修繕の必要が生じている施設や、利用率が低下し存廃について検討する時期を迎えている施設も多く存在しています。
- 設置から時間が経つ中で利用状況が低下している施設などの現状を把握しながら、まずは必要性について精査し、次に町民ニーズに応える方法として適切であるかを見極めた上で、真に行政が提供すべきものに集中を図っていきます。
- また、町として利用する機会が少なくなった施設を民間企業等に譲渡・賃貸して活用してもらうことで、地域の活性化に繋がることも期待します。

④ー1 公共施設の最適化・あり方検討

- 町内には多くの公共施設が存在していますが、設置したときからの時代の流れを踏まえて、町全体で公共施設はどうあるべきかを検討することが必要な時期が到来しています。
- 施設の利用状況や修繕の必要性を、今後の人口動態や施設の活用見込みなどと併せて検討していきます。

項目番号	全-1	項目名	公共施設の最適化・あり方検討
目的			<ul style="list-style-type: none"> 必要な施設をなるべく少ない負担で維持管理する体制の構築 将来的に町が維持すべき公共施設に関する共通認識の形成 必要度が低下した維持管理費の負担が大きい公共施設の廃止に向けた議論の喚起
内容			<ul style="list-style-type: none"> 町が保有する公共施設について、利用状況や維持費用、今後の修繕の要否などを検証し、今後の維持管理に関する方針を検討していく 町が設置すべき公共施設について、今後の大きな方向性を定めた方針を検討していく

④ー2 遊休財産の処分・貸付検討

- 現在使われておらず、今後も利用の見込みのない財産については、貸し付けや譲渡により真に使いたい人が有効活用することが、財産管理の観点からも町の活性化の観点からも望ましいと考えます。

項目番号	全-1	項目名	遊休財産の処分・貸付検討
目的			・利用していない町有財産の有効活用

	<ul style="list-style-type: none"> ・町有財産を町民に活用してもらうことで、町民が収益獲得 ・維持管理費用の負担軽減
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在使っていない施設について、現在の利用状況や修繕の要否などを確認してリスト化する ・今後も使用する見込みのない町有財産について、利用を希望する者に譲渡・貸付を行うことで有効に活用する

④—3 指定管理施設の検証と拡大検討

- ・ 指定管理施設についても、その運営の効率性や設置目的達成状況などを検証し、最適な運営となるよう見直すとともに、対象となる施設の拡大の可能性についても検討していきます。
- ・ また、指定管理施設の中には、そもそも町が設置運営すべき業務内容ではないものも含まれていますが、これらについても随時見直しを図っていきます。

項目番号	全-1	項目名	指定管理施設の検証と拡大検討
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・民間ノウハウの活用による効果的な運営 ・町が行うべきでない事業について、廃止を検討 ・町が設置した施設を活用して、町民が収益を上げる状況の実現 		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の指定管理施設の運営状況について、設置目的に沿った利用となっているか、効果的な運営がなされているかなどの検証を行う ・設置目的などを精査する中で、町が運営すべき施設の要件定義を行い、既存の施設について検証を行う ・新たに指定管理制度を導入することで効果的な運営が期待できる施設についても検討を行う 		

④—4 町営住宅の整理

- ・ 町営住宅は定住促進のために不可欠な施策ですが、利用者のニーズに沿ったより使いやすい住宅となるよう見直しを進めることが必要です。
- ・ 住宅の設置場所や規模、設備内容などを昨今の住宅事情に即したものにすための見直しを進めていきます。

項目番号	全-1	項目名	町営住宅の整理
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ニーズに合致した町営住宅の整備提供 ・町内居住者の増加 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅の計画的な設置による理想的な町内人口分布の実現
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の町営住宅についてリストアップするとともに、居住状況や修繕の要否などについて把握を進める ・町営住宅の利用ニーズについて整理し、住宅ニーズに応えられるよう有 s 年順位を付けたうえで再整備を進める ・老朽化した町営住宅について現状を調査し、改修や更新などの方向性を検討する ・町営住宅の空き状況などについて、町 HP 等で情報を提供

④—5 集客施設の利用者増加策検討

- ・ 集客施設は町の活力維持や観光客の満足度向上のために不可欠なものであり、利用者が増加するよう魅力向上に取り組む必要があります。
- ・ また一方で、それぞれの施設ごとに設置された目的があり、その達成に向けた努力も不可欠です。
- ・ 集客と設置目的の達成の最適なバランスを実現できる経営となっているのかを検証し、利用者が増加するよう取り組む必要があります。

項目番号	全 - 1	項目名	集客施設の利用者増加策検討
目 的			<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の集客力の向上 ・観光業の収益向上と観光客満足度の向上 ・施設の設置目的の実現
内 容			<ul style="list-style-type: none"> ・町内の集客施設の利用状況や活動状況を検証し、集客力向上のための対策を検討していく ・観光活性化の好影響を町全体の活性化に波及させるための効果促進策についても検討していく ・集客だけでなく、施設の設置目的に沿った活用促進策の検討も併せて行う